

令和 8 年 9 月

甲斐市定例市議会議案

甲 斐 市

令和 8 年 9 月 10 日 提出

甲斐市長 保 坂 武

目 次

議案番号	件 名	ページ
	専決処分の報告の件	6
報告第6号	和解及び損害賠償額の決定の件	7
報告第7号	和解及び損害賠償額の決定の件	8
報告第8号	令和7年度甲斐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件	9
議案第52号	甲斐市の一部地域が昭和町公共下水道を利用することに関する協議の件	11
議案第53号	甲斐市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正の件	12
議案第54号	甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件	13
議案第55号	甲斐市税条例の一部改正の件	14
議案第56号	甲斐市クラインガルテン条例の一部改正の件	19
議案第57号	令和8年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）	22
議案第58号	令和8年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	29
議案第59号	令和8年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	33
議案第60号	令和8年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）	37
議案第61号	令和8年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第1号）	41
議案第62号	令和8年度甲斐市水道事業会計補正予算（第1号）	44
議案第63号	令和8年度甲斐市簡易水道事業会計補正予算（第2号）	45
議案第64号	令和8年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第2号）	46
議案第65号	令和8年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計補正予算（第1号）	47
議案第66号	情報系マイクロソフトオフィス等ライセンス購入売買契約締結の件	48

目 次

議案番号	件 名	ページ
議案第67号	指定管理者の指定の件	49
議案第68号	市道路線認定の件	50
認 定 第 1 号	令和 7 年度甲斐市一般会計歳入歳出決算認定の件	52
認 定 第 2 号	令和 7 年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	53
認 定 第 3 号	令和 7 年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	54
認 定 第 4 号	令和 7 年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	55
認 定 第 5 号	令和 7 年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件	56
認 定 第 6 号	令和 7 年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件	57
認 定 第 7 号	令和 7 年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件	58
認 定 第 8 号	令和 7 年度甲斐市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件	59
認 定 第 9 号	令和 7 年度甲斐市水道事業会計決算認定の件	60
認定第10号	令和 7 年度甲斐市簡易水道事業会計決算認定の件	61
認定第11号	令和 7 年度甲斐市下水道事業会計決算認定の件	62
認定第12号	令和 7 年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計決算認定の件	63

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

処分事項

報告第 6 号 和解及び損害賠償額の決定の件

報告第 7 号 和解及び損害賠償額の決定の件

和解及び損害賠償額の決定の件

道路施設の管理瑕疵による車両損傷事故に係る和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

1 和解の相手方



2 和解の条件

- (1) 甲斐市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として金 4 2 8, 2 1 7 円を支払うものとする。
- (2) 和解の相手方と甲斐市の間には、本和解条項に定める以外何らの債権債務のないことを確認する。

3 専決処分をした日 令和 8 年 6 月 1 7 日

4 専決処分をした理由

令和 7 年 5 月 5 日に市道牛句八ツ頭線、甲斐市牛句 2 8 6 3 番地付近で発生した水路溝蓋の脱落に起因する車両損傷事故について、和解し賠償の額を定めるため専決処分を行ったものである。

和解及び損害賠償額の決定の件

甲斐市営南団地施設管理瑕疵による車両損傷事故に係る和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

1 和解の相手方



2 和解の条件

- (1) 甲斐市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として金476,533円を支払うものとする。
- (2) 和解の相手方と甲斐市の間には、本和解条項に定める以外何らの債権債務のないことを確認する。

3 専決処分をした日 令和8年8月3日

4 専決処分をした理由

令和8年6月6日に甲斐市営南団地3号棟の建物軒天の一部が剥離し、駐車車両に落下したことが起因となる車両損傷事故について、和解し賠償の額を定めるため専決処分を行ったものである。

令和 7 年度甲斐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度甲斐市の財政健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見を付けて報告する。

令和7年度甲斐市財政健全化判断比率

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4.9	—

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が「—」で表記されているのは、算定の基礎となる赤字がないことによるものである。

※ 将来負担比率が「—」で表記されているのは、算定の基礎となる将来負担額がないことによるものである。

令和7年度甲斐市資金不足比率

(単位:%)

会計名	資金不足比率
水道事業会計	—
簡易水道事業会計	—
下水道事業会計	—
戸別合併処理浄化槽事業会計	—
農業集落排水事業特別会計	—
宅地開発事業特別会計	—

※ 資金不足比率が「—」で表記されているのは、算定の基礎となる資金の不足額（赤字）がないことによるものである。

甲斐市の一部地域が昭和町公共下水道を利用することに関する協議の件

甲斐市の一部地域が昭和町公共下水道を利用することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施 設 の 名 称 昭和町公共下水道
- 2 施 設 の 所 在 昭和町西条新田及び西条地内
- 3 利用する地域 甲斐市万才地内
- 4 利 用 の 方 法 昭和町下水道条例（平成 4 年昭和町条例第 25 号）に定めるところによる。

提案理由

甲斐市の一部地域が昭和町公共下水道を利用することに関する協議については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

甲斐市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正の件

甲斐市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

甲斐市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 16 年甲斐市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 12 条中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 86 号）が公布され、令和 8 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、同省令を引用している規定を整理する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件

甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

甲斐市職員等の旅費に関する条例（平成16年甲斐市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項に次のただし書を加える。

ただし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。

第17条第1項第2号中「前号の規定により算定した額」を「取得した見積額」に改め、「当該額」の次に「（この項ただし書に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）及び山梨県職員旅費条例（昭和32年山梨県条例第56号）の一部改正に鑑み、職員の旅費について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

甲斐市税条例の一部改正の件

甲斐市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市税条例の一部を改正する条例

甲斐市税条例（平成16年甲斐市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに

限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊に

よる災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の甲斐市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の甲斐市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を

含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の甲斐市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 前条第2号に掲げる規定による改正後の甲斐市税条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 前条第3号に掲げる規定による改正後の甲斐市税条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の甲斐市税条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

甲斐市クラインガルテン条例の一部改正の件

甲斐市クラインガルテン条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市クラインガルテン条例の一部を改正する条例

甲斐市クラインガルテン条例（平成 16 年甲斐市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「300,000 円」を「400,000 円」に、

年間使用料 年額 8,000 円

を
「

年間使用料 年額 9,000円（市内） 年額12,000円（市外）

に改める。
」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置等）

- 2 この条例による改正後の甲斐市クラインガルテン条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規契約する者に対する入会金使用料、年間使用料について適用し、施行日前に契約している者に対する入会金使用料、年間使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定による施行日以後の甲斐市クラインガルテンの利用に係る許可その他必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

提案理由

本施設における受益者負担の適正化及び持続可能な施設運営を図るため、使用料等の見直しに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

令和 8 年度甲斐市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度甲斐市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 2 3, 8 0 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 5, 4 2 4, 6 5 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	7,579,191	194,185	7,773,376
	1 国庫負担金	5,117,919	6	5,117,925
	2 国庫補助金	2,443,271	194,179	2,637,450
16	県支出金	2,637,658	863	2,638,521
	1 県負担金	1,702,321	3	1,702,324
	2 県補助金	761,098	677	761,775
	3 委託金	174,239	183	174,422
19	繰入金	1,510,640	31,058	1,541,698
	1 基金繰入金	1,493,370	31,058	1,524,428
22	市債	2,328,500	297,700	2,626,200
	1 市債	2,328,500	297,700	2,626,200
歳 入 合 計		34,900,847	523,806	35,424,653

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	216,413	△895	215,518
	1 議会費	216,413	△895	215,518
2	総務費	4,286,352	△235,786	4,050,566
	1 総務管理費	3,555,175	△253,689	3,301,486
	2 徴税費	379,252	17,943	397,195
	3 戸籍住民基本台帳費	241,986	6,152	248,138
	4 選挙費	81,606	△5,304	76,302
	6 監査委員費	25,208	△888	24,320
3	民生費	14,034,667	93,199	14,127,866
	1 社会福祉費	5,844,164	9,872	5,854,036
	2 児童福祉費	6,913,290	83,296	6,996,586
	3 生活保護費	1,265,760	0	1,265,760
	4 国民年金費	11,232	31	11,263
4	衛生費	4,348,480	11,606	4,360,086
	1 保健衛生費	1,147,971	20,706	1,168,677
	2 環境衛生費	1,830,864	△7,589	1,823,275
	3 清掃費	1,369,645	△1,511	1,368,134
5	労働費	55,183	△1,991	53,192
	1 労働諸費	55,183	△1,991	53,192
6	農林水産業費	398,419	2,485	400,904
	1 農業費	380,633	2,485	383,118
7	商工費	540,769	1,712	542,481
	1 商工費	540,769	1,712	542,481
8	土木費	3,181,916	29,865	3,211,781
	1 土木管理費	291,395	10,070	301,465
	4 都市計画費	2,418,194	19,795	2,437,989

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	教育費	4,010,960	558,075	4,569,035
	1 教育総務費	867,970	7,072	875,042
	2 小学校費	529,425	13	529,438
	3 中学校費	914,172	72	914,244
	4 学校給食費	838,739	327	839,066
	6 社会教育費	480,786	△854	479,932
	7 保健体育費	378,615	551,445	930,060
13	諸支出金	108,934	65,536	174,470
	1 基金費	108,934	65,536	174,470
歳 出 合 計		34,900,847	523,806	35,424,653

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	児童福祉諸費	89,968
10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備費	596,940
10 教育費	7 保健体育費	体育館維持管理事業	122,188

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
玉幡公園総合屋内プール複合型運動施設の整備	令和9年度	1,675,546
しのはら公園の指定管理について協定を締結すること	令和9年度から令和14年度まで	808,023

(変更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
竜王庁舎のZEB化改修	令和9年度	731,212	令和9年度から令和10年度まで	731,212

第4表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
デジタル活用推進事業	24,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。	44,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
公共施設等適正管理推進事業	418,400	同上	同上	同上	685,200	同上	同上	同上
防災対策事業	1,300	同上	同上	同上	11,700	同上	同上	同上

令和 8 年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度甲斐市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 4 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 6 2 6, 9 4 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	0	68	68
	2 国庫補助金	0	68	68
4	県支出金	4,663,618	215	4,663,833
	1 県補助金	4,663,618	215	4,663,833
6	繰入金	689,698	157	689,855
	1 一般会計繰入金	427,891	157	428,048
歳 入 合 計		6,626,507	440	6,626,947

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	104, 140	440	104, 580
	1 総務管理費	91, 800	225	92, 025
	2 徴税費	12, 102	215	12, 317
	歳 出 合 計	6, 626, 507	440	6, 626, 947

令和 8 年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度甲斐市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 7 7 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 4 5 0, 0 7 4 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	331,819	7,779	339,598
	1 一般会計繰入金	331,819	7,779	339,598
	歳 入 合 計	1,442,295	7,779	1,450,074

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	39,360	7,426	46,786
	1 総務管理費	30,819	7,426	38,245
2	後期高齢者医療広域連合納付金	1,401,414	353	1,401,767
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,401,414	353	1,401,767
歳 出 合 計		1,442,295	7,779	1,450,074

令和 8 年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度甲斐市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 9 7 2, 6 8 9 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	保険料	1,271,200	376	1,271,576
	1 保険料	1,271,200	376	1,271,576
2	分担金及び負担金	13,469	△913	12,556
	1 負担金	13,469	△913	12,556
4	国庫支出金	1,235,834	325	1,236,159
	1 国庫負担金	1,088,374	297	1,088,671
	2 国庫補助金	147,460	28	147,488
5	支払基金交付金	1,568,396	401	1,568,797
	1 支払基金交付金	1,568,396	401	1,568,797
6	県支出金	785,953	185	786,138
	1 県負担金	771,645	185	771,830
8	繰入金	1,095,895	△522	1,095,373
	1 一般会計繰入金	891,436	△522	890,914
10	諸収入	4	146	150
	2 雑入	3	146	149
歳 入 合 計		5,972,691	△2	5,972,689

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	126,451	△1,633	124,818
	1 総務管理費	55,464	921	56,385
	4 介護認定審査会費	40,887	△2,554	38,333
2	保険給付費	5,723,132	1,485	5,724,617
	5 高額医療合算介護サービス等費	20,469	1,485	21,954
6	諸支出金	18,470	146	18,616
	1 償還金及び還付加算金	1,202	146	1,348
歳 出 合 計		5,972,691	△2	5,972,689

令和 8 年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度甲斐市の地域し尿処理施設特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 5 1 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3, 4 6 5 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	7,217	△1,511	5,706
	1 一般会計繰入金	7,217	△1,511	5,706
	歳 入 合 計	14,976	△1,511	13,465

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	衛生費	14,747	△1,511	13,236
	1 地域し尿処理施設費	14,747	△1,511	13,236
歳 出 合 計		14,976	△1,511	13,465

令和 8 年度甲斐市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度甲斐市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度甲斐市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 水道事業収益	1, 249, 338 千円	228 千円	1, 249, 566 千円
第 2 項 営業外収益	111, 530 千円	228 千円	111, 758 千円
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	936, 875 千円	10, 083 千円	946, 958 千円
第 1 項 営業費用	902, 620 千円	10, 083 千円	912, 703 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	98, 888 千円	1, 456 千円	100, 344 千円
（他会計からの補助金）			

第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 児童手当	360 千円	300 千円	660 千円

令和 8 年度甲斐市簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度甲斐市簡易水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度甲斐市簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 水道事業収益	102,424 千円	△802 千円	101,622 千円
第 2 項 営業外収益	87,172 千円	△802 千円	86,370 千円

	支 出		
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第 1 款 水道事業費用	103,849 千円	△802 千円	103,047 千円
第 1 項 営業費用	99,747 千円	△802 千円	98,945 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	5,816 千円	△802 千円	5,014 千円

（他会計からの補助金）

第 4 条 予算第 9 条中「61,996 千円」を「61,194 千円」に改める。

令和 8 年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度甲斐市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度甲斐市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 下水道事業収益	1,658,101 千円	5,597 千円	1,663,698 千円
第 2 項 営業外収益	879,961 千円	5,597 千円	885,558 千円
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	1,592,515 千円	5,597 千円	1,598,112 千円
第 1 項 営業費用	1,418,651 千円	5,597 千円	1,424,248 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	704,684 千円	△357 千円	704,327 千円
第 7 項 補助金	119,742 千円	△357 千円	119,385 千円
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 資本的支出	1,340,103 千円	△357 千円	1,339,746 千円
第 1 項 建設改良費	526,733 千円	△357 千円	526,376 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 4 条 予算第 9 条に定めた経費を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	57,710 千円	5,282 千円	62,992 千円
（他会計からの補助金）			

第 5 条 予算第 10 条中「703,921 千円」を「709,161 千円」に改める。

令和 8 年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 戸別合併処理浄化槽事業収益	33,493 千円	5,806 千円	39,299 千円
第 2 項 営業外収益	27,778 千円	5,806 千円	33,584 千円
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 戸別合併処理浄化槽事業費用	34,639 千円	5,806 千円	40,445 千円
第 1 項 営業費用	33,486 千円	5,806 千円	39,292 千円

（他会計からの補助金）

第 3 条 予算第 9 条中「26,099 千円」を「31,905 千円」に改める。

情報系マイクロソフトオフィス等ライセンス購入売買契約締結の件

情報系マイクロソフトオフィス等ライセンス購入について、次のとおり売買契約を締結するものとする。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 情報系マイクロソフトオフィス等ライセンス購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 契約の金額 | 金 71,775,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 山梨県中央市山之神流通団地東 1
リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部 山梨支社
L A 営業部
部長 藤田 和寿 |

提案理由

この売買契約の締結については、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成 16 年甲斐市条例第 52 号）第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、甲斐市しのはら公園子ども体験学習施設条例（令和 7 年甲斐市条例第 18 号）及び甲斐市都市公園条例（平成 16 年甲斐市条例第 143 号）の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称及び位置

名 称	しのはら公園
位 置	山梨県甲斐市篠原 1 番地 6

2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名

所在地	東京都文京区小石川 5 丁目 2 番 2 号
名 称	しのはら公園子育て・地域共創パートナーズ
代表者の氏名	代表取締役 萩野 吉俗

3 指定期間

令和 9 年 7 月 1 日から令和 14 年 7 月 31 日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

議案第 68 号

市道路線認定の件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の路線を市道として認定するものとする。

番号	路 線 名	起 終 点 点	重要な 経過地	備 考		
				延 長	幅 員	摘 要
431	おおむくり 大無垢 宅造 8 号線	下今井字大無垢 2845 番 1 地先から 下今井字大無垢 2845 番 11 地先まで		279.9m	5.0m～9.6m	
432	いけくぼ 池久保 宅造 8 号線	龍地字池久保 4337 番 21 地先まで 龍地字池久保 4337 番 7 地先まで		201.6m	6.0m～ 19.0m	
696	ひがしひえま 東冷間 宅造 2 号線	西八幡字東冷間 1353 番 8 地先から 西八幡字東冷間 1353 番 7 地先まで		34.4m	5.0m～7.5m	
697	いっぽんばしみちした 一本橋道下 宅造 7 号線	西八幡字一本橋道下 3412 番地先から 西八幡字一本橋道下 3423 番 12 地先まで		152.1m	6.0m～9.8m	
698	しょうめい 正明 宅造 2 号線	万才字正明 1014 番 1 地先から 万才字正明 1014 番 5 地先まで		41.5m	6.0m～ 10.4m	
1581	おおにわ 大庭 宅造 3 号線	島上条字大庭 1366 番 11 地先から 島上条字大庭 1366 番 3 地先まで		33.0m	5.0m～9.0m	

番号	路 線 名	起 終 点 点	重要な 経過地	備 考		
				延 長	幅 員	摘 要
1582	なかざわ 中沢 宅造 3 号線	長塚字中沢 101 番 5 地先から 長塚字中沢 99 番地先まで		67.8m	6.0m～ 11.3m	

提案理由

市道の路線認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

認定第 1 号

令和 7 年度甲斐市一般会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度甲斐市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 2 号

令和 7 年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 3 号

令和 7 年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 4 号

令和 7 年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 5 号

令和 7 年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 6 号

令和 7 年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 7 号

令和 7 年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 8 号

令和 7 年度甲斐市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度甲斐市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 9 号

令和 7 年度甲斐市水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度甲斐市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 10 号

令和 7 年度甲斐市簡易水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度甲斐市簡易水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 11 号

令和 7 年度甲斐市下水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度甲斐市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 12 号

令和 7 年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。